中野区 令和7年度 夜間指導員(会計年度任用職員)募集要項

中野区では、令和7年度夜間指導員(会計年度任用職員)を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区児童相談所(東京都中野区中央一丁目41番2号 中野区子ども・若者支援センター内)近隣地

※詳細は採用時にお伝えいたします。

2 勤務内容

- (1) 夜間における入所児童の生活支援(食事の補助、相談に対する対応その他入所児童の日常生活に必要な支援)に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、中野区児童相談所長が定める事項

3 募集人員

1名

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童福祉、児童虐待に対する識見その他職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び行動力を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 社会福祉法第19条第1項第1号に規定する大学等(以下「大学等」という。) において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 又は大学等において当該科目を履修している者
 - イ 学校教育法に規定する専修学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学 もしくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者又は当該学科に在学している 者
 - ウ 医師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、 保育士等の資格取得者及び取得見込みの者、又は必要科目を履修中の者
 - エ 社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

5 任用期間

任用開始日(※最短で令和7年12月1日)より令和8年3月31日まで

6 勤務時間

1回当たり15時間30分(原則午後4時30分~翌午前9時30分のうち15時間

30分 ※休憩1時間30分)

7 勤務日

1月当たり4回程度(土日祝日を含む所属長が定める日)

8 給与

時給1,458円(地域手当相当額含む) 別途、特殊勤務手当・夜間勤務手当・通勤手当相当額を支給します。(上限額あり)

9 休暇

- ・有給休暇(年次有給休暇、夏季休暇(勤務日数に応じた日数)、公民権行使等休暇、 慶弔休暇)
- ・無給休暇(病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間等)

10 応募方法

選考申込書を下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。 持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター(東京都中野区中央一丁目41番2号) 6階受付まで、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。

(当方で、責任を持って破棄いたします。)

11 選考

- (1) 選考方法 書類審査及び面接
- (2) 面接日時 書類審査の上、別途、合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。
- (3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室 (東京都中野区中央一丁目41番2号)
- (4) 結果通知 別途、郵送によりお知らせいたします。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164−0011

東京都中野区中央一丁目41番2号

中野区児童相談所管理係 担当:山野辺・倉澤

TEL: 03-5937-3289

※欠格条項(地方公務員法第16条)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しな い者
- 三. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者